

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
30	横手市 非課税世帯等に対する臨時特別給付金関連事務 基礎項目評価書(令和4年3月31日終了)

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

横手市は、非課税世帯等に対する臨時特別給付金関連事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

秋田県横手市長

公表日

令和6年6月13日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	非課税世帯等に対する臨時特別給付金関連事務関連事務
②事務の概要	【事務概要】 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、様々な困難に直面した方々に対し、速やかに生活・暮らしの支援を行う観点から、「令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業支給要領(令和3年12月21日付府政経連第423号)」に基づき、住民税非課税世帯等に対して、1世帯あたり10万円を支給するもの 【個人番号の利用】 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報を支給要件の判定及び支給に関する事務で取り扱う。
③システムの名称	1. 簡素な給付措置システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名

住民税非課税世帯等臨時特別給付金ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一 第100項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第73条 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第73条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を定める告示 ・公金受取口座登録法第10条 ・公金受取口座登録法第10条の内閣総理大臣が指定する公的給付を定める告示 第5号
--------	--

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 【情報提供の根拠】 情報提供は行わない 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号 別表第2第121の項 ・番号法別表第2の主務政令で定める事務及び情報を定める命令第59条の4	

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	市民福祉部 社会福祉課
②所属長の役職名	課長

6. 他の評価実施機関

--

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先

郵便番号013-8601
横手市役所 総務企画部 総務課 文書法規係
住所:秋田県横手市中央町8番2号
電話:0182-35-2161 ファクス:0182-33-6061
E-mail: somu@city.yokote.lg.jp

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先

郵便番号013-8601
横手市役所 市民福祉部 社会福祉課 企画調整係
住所:秋田県横手市中央町8番2号
電話:0182-35-2132 ファクス:0182-32-9709
E-mail: shakaifukushi@city.yokote.lg.jp

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年12月10日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年12月10日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

[illegible]